

お知らせ

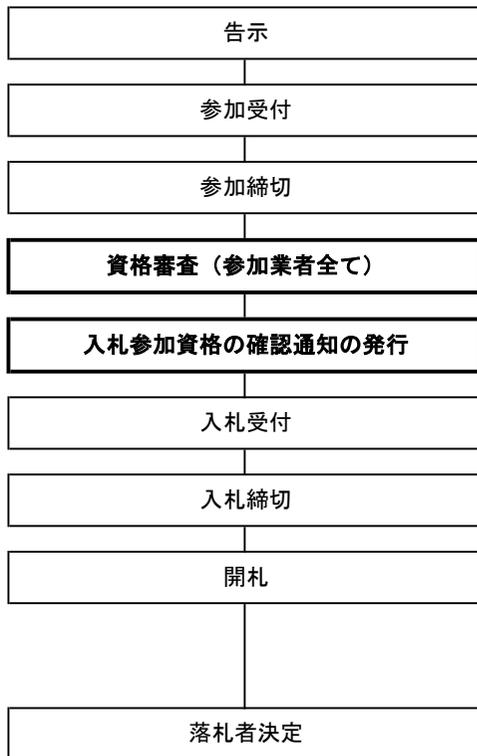
【一般競争入札（事後審査型）の導入について】

一般競争入札における適用範囲の拡大に伴い、入札参加者の負担軽減と入札・契約事務の効率化を目的に、令和3年4月1日以降の告示分から一般競争入札（事後審査型）を導入します。

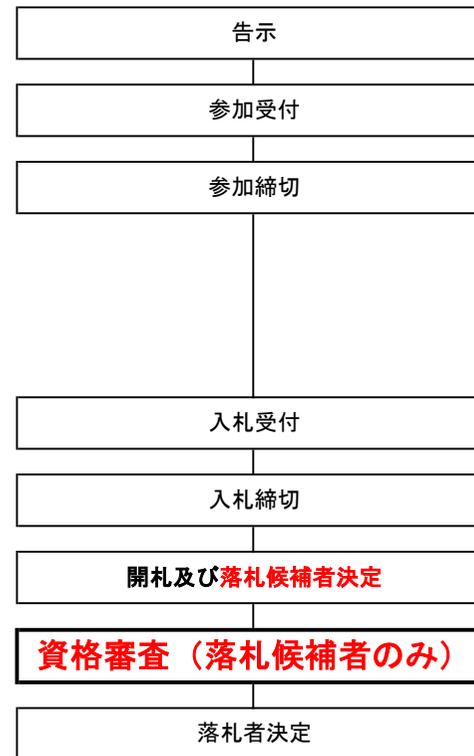
従来の一般競争入札では、資格審査を入札執行前に行っておりましたが、「事後審査型」の資格審査は入札執行後に落札候補者に対してのみ行います。そのため、入札参加者は事前に資格審査書類等を提出する必要がなくなります。なお、案件によっては従来の「事前審査型」を適用し一般競争入札を実施します。

制度について、ご質問等あれば工事契約係（048-258-1237）までお問合せ願います。

事前審査型



事後審査型



事務執行の流れ